

羽曳野市特定教育・保育施設等利用者負担額表(1号認定)

羽曳野市における特定教育・保育施設の利用者負担額

(月額・単位:円)

| 階層区分 | 国基準 | 幼稚園 認定こども園 | 羽曳野市立幼稚園 羽曳野市立認定こども園 | |
|------------------------|--------|-------------------|-------------------------|------------------|
| | 保育料上限額 | 保育料 | 保育料 | |
| | 3~5歳児 | 3~5歳児 | 3歳児 | 4~5歳児 |
| ① 生活保護世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 市民税 非課税世帯 | 3,000 | 3,000 (0) | 2,700 (0) | 1,600 (0) |
| ③ 市民税所得割 77,100円以下 | 10,100 | 10,100 (3,000) | 9,000 (2,700) | 5,500 (1,600) |
| ④ 市民税所得割 211,200円以下 | 20,500 | 20,500 | 18,400 | 11,200 |
| ⑤ 市民税所得割 211,201円以上 | 25,700 | 25,700 | 23,100 | 14,100 |

利用者負担額について

☆利用者負担額のうち、4月～8月分については前年度、9月～3月分については、当年度の、それぞれ市民税額をもとに算定され、児童の父母の課税額の合計で決定します。ただし、父母の就労による収入が非課税等の場合は、同居する祖父母等の課税額により決定します。

☆利用者負担額の階層を決定するにあたって、証明等の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

☆住宅借入金等特別控除等は、適用前の市民税額で算定されます。

☆兄弟姉妹がいる場合は、年下のこどもの利用者負担額が軽減されます。この場合の兄弟姉妹の数は、年齢が高い順に「〇人目」と数えます。ただし、左記の④、⑤の階層については小学校3年生以下の兄弟姉妹の人数となります。
(軽減の申請にあたっては、幼稚園等に入園していることが確認できる書類の提出が必要な場合があります。)
2人目 : 2分の1の額(第2階層の場合は0円)
3人目以降: 0円

☆ひとり親世帯等の場合は左記表記中の括弧内の金額となります。また、多子世帯軽減の適用は2人目より0円となります。